

役員報酬規程

学校法人大阪学園

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪学園（以下「この法人」という。）の役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、特別調整手当、期末特別手当等、その他、役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 役員に対する報酬等の額は、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

(1) 理事長

別表1に定める額を基準として、毎年理事会で決定する。但し理事会で新しく決定されないときは前年通りとする。

(2) 役付理事（専務・常務）

別表1に定める金額を基準として、毎年理事会で決定する。但し理事会で新しく決定されないときは前年通りとする。

(3) 理事

別表1に定める金額を基準として、各役員の職務に応じて、毎年理事会で決定する。但し理事会で新しく決定されないときは前年通りとする。

(4) 非常勤理事

別表2に定める金額を基準として、各役員の職務に応じて、毎年理事会で決定する。但し理事会で新しく決定されないときは前年通りとする。

(5) 兼務理事

当法人の教職員を兼務している役員については、教職員の給与規定に基づく給与に、他の教職員への各種手当等の支給状況を勘案して、第4条に定める

特別調整手当を理事手当として支給する。

(6) 監事

別表3に定める金額を基準として、毎年理事会で決定する。但し理事会で新しく決定されないときは前年とおりとする。

(特別調整手当)

第4条 特別調整手当は、一般の教職員との給与とのかねあいから、理事手当として調整するものである。

- 2 特別調整手当の月額、理事長決裁により、理事会で承認の上、決定する。前条の報酬に対して100,000円までを限度とする。

(期末特別手当)

第5条 期末特別手当は、7月、12月及び3月の理事長が定める日（以下支給日という。）に、6月1日、12月1日及び3月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員及び支給日の属する月の前月1日から基準日の前日までに退職、解任または死亡した役員に支給する。

- 2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職、解任又は死亡した役員にあっては、退職、解任、又は死亡した日現在）において役員が受けるべき本給及び特別調整手当の月額に、一般教職員に支給する期末手当支給割合を勘案して理事長が定めた期末特別手当割合を乗じて得た額を基礎として、そのものの在職期間、職務内容等を勘案して理事長が定める割合を乗じた額とする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、一般教職員と同じ規定により、通勤手当の支給要件に該当する役員に支給する。

- 2 通勤手当は3ヶ月毎に、3ヶ月定期分を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員の報酬等の支給日は、当該各号に定める日に支給する。

(1) 月額報酬

毎月20日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、直前の営業日に支払うものとする。）とし、その月の月額を支給する。

(2) 年額報酬

決算理事会の翌月20日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、直前の営業日に支払うものとする。）に、1年間の報酬を一括して支給する。

(3) 日額報酬

理事会、評議員会、監査法人対応業務など、法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用)

第8条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第9条 月の途中において、新たに役員に任命され、又は役員が退職し、若しくは解任されたときの当月分の報酬（期末特別手当及び通勤手当を除く。）については、それぞれ第3条、及び第4条に規定する額を、当該月の日曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が役員に在籍した日曜日以外の日の数を乗じて得た額を支給する。ただし役員が死亡したときは、死亡の当月分の報酬については、その全額を支給する。

(端数の取扱)

第10条 この規程による報酬の計算において、円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

別表 1

役職	基準報酬月額
理事長	650,000円
専務理事	600,000円
常務理事	550,000円
理事	350,000円

別表 2

役職	基準報酬年額（手取額）
非常勤理事	120,000円

別表 3

役職	基準報酬額（手取額）
監 事	業務監査 理事会、評議員会への出席 1 回に付 日額 10,000円
	会計監査 監査法人対応、監査報告書の作成等 年額 100,000円までの範囲で毎年、理事会において決定

附則

1. この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
2. 平成 20 年 4 月 1 日 第 3 条 常勤役員の報酬について改定する。
3. 平成 27 年 4 月 1 日 第 3 条第 2 項 専務理事を役付理事に変更。
4. 平成 31 年 4 月 1 日 第 2 条 報酬の種類について整理。
第 3 条 役員の区分について整理、報酬額を別表記載に変更。
5. 令和 2 年 4 月 1 日 私立学校法改定施行に伴い一部改定。